

保国発 1227 第 1 号
平成 29 年 12 月 27 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公印省略）

在留外国人の国民健康保険適用の不適正事案に関する通知制度の試行的運用について

国民健康保険制度の円滑な実施に当たっては、平素より格段のご協力、ご尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、法務省と連携し、身分や活動目的を偽って、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に日本に在留し（以下「偽装滞在」という。）、国民健康保険に加入して高額な医療サービスを受ける在留外国人（以下「在留外国人不適正事案」という。）に関する通知制度を試行的に創設することとし、その事務の取扱い等について下記のとおりまとめました。

都道府県におかれては、下記の内容について御了知の上、貴管内市町村に周知するとともに、その円滑な運用につき御配慮願います。

なお、本件については法務省と調整済みであることを申し添えます。

記

1. 経過と新たな仕組みの概要

本年 3 月、都道府県及び市町村の御協力の下、「在留外国人の国民健康保険の給付状況等に関する調査について」（平成 29 年 3 月 13 日付け保医発 0313 第 1 号保険局国民健康保険課長通知。以下「全国調査通知」という。）により、在留外国人不適正事案の実態把握を行ったところ、その蓋然性があると考えられる事例は、ほぼ確認されなかった。

しかし、公費や被保険者全体の相互扶助により運営する国民健康保険制度において、極少数であっても、偽装滞在により国民健康保険に加入して高額な医療サービスを受ける事例が存在することは不適切であることから、より一層、適正な資格管理に努める必要がある。

そこで、今般、法務省と連携し、外国人被保険者が偽装滞在している可能性が高いと考えられる場合には、市町村が当該外国人被保険者を当該市町村所管の地方入国管理局へ通知し、当該通知を受けた地方入国管理局は必要に応じて当該外国人被保険者の在留資格を取り消し、当該取り消した事実を市町村に情報提供する等の新たな仕組みを試行的に創設することとする。

2. 具体的な事務手順

(1) 市町村は、外国人被保険者が資格取得から1年以内に国民健康保険限度額適用認定証の交付申請を行った場合（その他高額な医療を受ける蓋然性が高いと市町村が判断した場合）に当該外国人被保険者について以下の情報等の聞取りを行う、又は資料等から確認する。

- ① 住所
- ② 在留資格
- ③ 在留期間
- ④ 資格取得年月日
- ⑤ 資格取得事由
- ⑥ 就労状況
- ⑦ 就学状況

(2) (1)による聞取り又は確認を行った結果、外国人被保険者が在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合（以下に掲げる場合等）には、速やかに当該市町村所管の地方入国管理局（局ごとの連絡窓口は別添2を参照）に偽装滞在の可能性のある旨を提出資料や面接記録等の関係資料とともに、別添1の連絡票で通知する。

なお、当該通知の際には、各市町村が定める個人情報の保護に関する条例等に基づき、個人情報の適正な取扱いが確保されるべく措置を講じる必要がある。

- (例)
- ・入国管理局に提出された書類が偽造だと判明した。
 - ・同一の住所に別世帯の多数の外国人が住民登録している。
 - ・在留資格が「留学」であるにも関わらず通学している様子がない。
 - ・在留資格が「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等であるにも関わらず就労している様子がない又は単純作業（アルバイト等）に従事している様子である。
 - ・在留資格が「経営・管理」の経営者であるにも関わらず給与所得を得ている様子である又は税申告がある。
 - ・在留資格が「経営・管理」の経営者であるにも関わらず経営するとされる会社が事業運営していないことが判明した。
 - ・在留資格が「家族滞在」、「日本人の配偶者等」等であるにも関わらず家族と別

居している様子である。

- ・在留資格が「家族滞在」、「日本人の配偶者等」等である者が配偶者と離婚又は死別していることが判明した。

(3) (2) の連絡票で通知を受けた地方入国管理局は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく偽装滞在者に係る事実の調査を行う等により、在留資格取消事由に該当している疑いがある場合は在留資格取消手続を開始し、在留資格取消事由に該当していると判断した場合には在留資格の取消しを行う。

(4) 地方入国管理局は、市町村から(2) の連絡票により通知のあった事案について、(3) による事実の調査等の結果を連絡票の地方入国管理局記入欄に記入の上、当該市町村に回答する（連絡票で通知を受けた日から3か月以内にできる限り速やかに回答する（※）こと。）。

（※）連絡票の「調査実施の有無」を「3. 調査中」で回答した場合は、調査等が完了した際、調査等の結果を連絡票の地方入国管理局記入欄に記入の上、当該市町村に再回答する。

(5) 市町村は、(4) の地方入国管理局からの回答により、在留資格が取り消された事実を把握した場合、対象者の国民健康保険の資格を職権で消除し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第65条の規定等に基づき給付費の返還請求を行う。

3. 管理表の作成

市町村は、2. (2) の連絡票に記載した情報と、2. (4) の回答から得た情報を別添3の様式で管理することとする。

4. 報告

3で管理する結果については、国民健康保険事業の実施報告にて報告することとする。詳細については後日別途通知する。

5. 運用期間

運用期間をまずは平成30年1月から平成30年12月までの1年間とし、以降の運用については、その施行状況等を踏まえ、後日別途通知する。